

## 03 第3期実施計画

### (1) 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を85.0%とします。この目標を達成するために、次のとおり平成35年度までの実施率(目標)を以下のように定めます。

#### ■目標受診率

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
被保険者	91.0%	92.5%	93.5%	94.5%	95.0%	95.0%	85.0%
被扶養者	43.0%	45.0%	47.0%	49.0%	51.0%	54.0%	
合計	78.2%	80.1%	81.5%	83.0%	84.1%	85.0%	

### (2) 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率30.0%とします。この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定めます。

#### ■目標実施率

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
保健指導対象者(人)	913	976	1,039	1,102	1,165	1,228	30.0%
実施者(人)	73	98	157	221	292	369	
実施率(%)	8.0%	10.0%	15.1%	20.1%	25.1%	30.0%	

特定保健指導は、当健康保険組合が契約した健診機関及び指導機関に委託します。また今後も随時、契約健診機関等の特定保健指導の実施状況を調査し委託先として検討します。

### (3) 特定健康診査等の実施の成果に係る目標指標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者を25%減少すること、となっております。(国の参酌標準)

当健康組合の目標	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
(1)メタボリックシンドローム該当者	7.0%	6.6%	6.1%	5.8%	5.4%	5.1%
(2)メタボリックシンドローム予備群	29.0%	27.3%	25.8%	24.5%	23.3%	22.2%

## 04 個人情報の保護

北海道コンピュータ関連産業健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守します。当健康保険組合及び委託先の健診機関・保健指導機関は業務によって知り得た情報を外部に漏らすことがないよう、周知徹底をはかります。当健康保険組合の個人情報取り扱い責任者は常務理事で、特定健康診査及び特定保健指導データの利用者は当健康保険組合の職員に限ることとします。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとします。

## 05 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

特定健康診査等実施状況については毎年、理事・組合会、保健事業推進委員会において報告を行います。また、実施計画をより実効性の高いものとするために、6年以内であっても必要に応じて見直すこととします。